

## 第 10 回議会報告会 質疑・応答 抜粋（要点筆記）

平成 30 年 5 月 26 日

中曽根公民館

<p>問い</p>	<p>議案 32 号平成 30 年度四国中央市財産区管理会計特別会計予算について。 財産区とはどのような組織なのか。莫大な費用とはどのくらいなのか。</p>
<p>答え</p>	<p><u>【財産区とは】</u> 市町村合併の際、合併前の旧町村の財産または公の施設は、本来、新市町村に継承されるべきものですが、例外的に旧町村に残され、その区域を市町村の一部として法人格を認めたものを「財産区」と言い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められています。 具体的には、行政区画である大字や旧村単位の集落が、山林や墓地、また農業用ため池など、その区域に限られた利用を目的とした資産を保有してきているものを言い、本市には、土居町のみ、上野・北野・蕪崎・土居・土居天満・畑野・入野の 7 つの財産区管理会が存在します。</p> <p><u>【財産区管理会計とは】</u> 自治体には、教育や福祉、土木など基本的な行政運営の経費をまかなう一般会計と、公共料金や利用料など独自の収入がある特別会計と、二つの「財布」があり、財産区管理会計もその一つである。 財産区管理会の本年度歳入は、7 つの財産区トータルで、財産貸付収入、前年度繰越金、諸収入を含め 652 万 2 千円で、歳出は、管理会の運営費、諸支出、予備費を含め 652 万 2 千円と見込んでいます。 主に、樹木の伐採委託料や間伐事業の委託料、作業員の賃金等に使用されます。</p> <p><u>【財産区を残す理由は】</u> 財産区が解散となると、所有する財産（特に山林）は、すべて市へ帰属されることとなり、市有林に加え、財産区管理分を市が運営管理していくこととなり、人員配置や財政的にも困難を極めることが想定されるため、引き続き財産区管理会での管理を継続していただきます。</p>
<p>問い</p>	<p>議会は昼間の開会、仕事をしているとなかなか傍聴できない。議会は面白くない。夜間に開催してはどうか？</p>
<p>答え</p>	<p>議会に興味をもつていただくことを考えるのも、議員の務めだと考えるが、開催にあたっては、庁舎のセキュリティの確保・市職員の協力も必要であることから、勤務体制や、人件費の増加も考えられるため、コスト面からの検討の必要性もあると考える。 とはいえ、ありがたい提案であるので、今後、議会の夜間開催も研究していきたいと考える。</p>
<p>問い</p>	<p>企業の誘致について</p>

答え	土居町津根に工業団地の用地を確保し、これから造成工事を行う予定である。立地企業の募集中である。
問い	デマンドタクシーは今後どうなるか。 コミュニティバスの計画はないか。
答え	コミュニティバスの計画は出ていない。経済部観光交通課内に交通政策室ができたこともあり、新しい交通体系について検討を行っている。
問い	今の四国中央市は財政的に健全なのか
答え	合併特例債を使ってさまざまな事業を行ってきた。 これからは支払いが始まり厳しいことには変わりはない。議員はこれからしっかり監視をしていく。
問い	議会報告会について
答え	皆さんに来ていただくために、報告会で皆さんからの陳情を受けるということも一つの方法であると考えている。 皆さんの意見をくみ上げていくということで検討していく。
問い	四国中央市の中核病院の進捗について
答え	議長・副議長が、4月に東京の学校共済組合の本部に行き、事業促進のお願いをしたところ、事業を実施するという回答をいただいた。 建設用地の確保など、まだまだ課題はあるが、少しずつ前進している。
問い	介護保険の負担が重い、介護保険を利用できていない人がいる。介護はこれからどうなるのか。これからどういう変更があるのか

高齢者ができるだけ「住み慣れた」地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者の自立支援や重度化防止に向けた地域包括ケアシステムが推進される。

療養型病床削減のための新たな受け皿として「介護医療院」が創設されます。

「介護医療院」は「日常的な医療管理」「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たなタイプの介護保険施設です。長期療養する介護療養病床などを廃止し、新たな受け皿として新設されます。

地域共生社会の実現に向けた、高齢者障がい者・児サービスを複合させた「共生型サービス」が創設、開始されます。「共生型サービス」の創設については介護保険、障がい福祉いずれかの指定を受けた事業所が、他方の制度における指定を受けられるようにするものです。対象となるサービスとしては、訪問介護、通所介護、短期入所などです。

答え

障がい者が65歳になると、介護保険優先適用が原則となりますが、65歳以上になった障がい者が使い慣れた事業所において、サービスをそのままその場所で受けることができ、障害者事業所は介護保険事業としてみなし指定を受けることができます。

現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直しで、高額所得者は3割の負担となります。

2015年8月から「所得160万円以上」（単身で年金収入280万円以上）の人の利用料が、1割負担から2割負担へと引き上げられ、さらに「地域包括ケア強化法」により、2018年8月から「年金収入340万円以上」の人の利用料は、3割負担に引き上げられます。

四国中央市民の介護保険料の負担は全国平均より高い状況です。介護保険料の市民の負担は7期計画から260円増の7,100円（年額85,200円）となります。準備基金3億9,000万円を取り崩して値上げを抑えても3.8%増額となります。

特別養護老人ホームへ入所したくてもできない方が200人近くいると聞きます。高すぎる保険料を支払っても、十分な介護を受けることができないのが現状です。